

西淀川区の学校選択制（概要）

学校選択制とは

大阪市では、大阪市立小学校、中学校に入学する際、通学区域制度により住所地で入学する学校が決められています。

学校選択制は、**小学校、中学校に入学する際の1回のみ**、通学区域校以外を希望により選択できる制度です。

★**通学区域の学校には必ず入学できます。**

★**小学校入学時に通学区域外の小学校に就学した場合**、その小学校の進学先中学校へ必ず入学できるわけではなく、**中学校進学の際に、改めて学校選択制により希望することになります。**

★通学区域外の学校を選択した場合、希望者多数で抽選となる場合があります。

学校選択の対象者

令和9年4月に小学校および中学校に入学予定の西淀川区内在住の方が対象です。

選択できる学校の範囲

小学校 通学区域もしくはその隣接する校区の市立小学校から選択できます。

- ・原則として「安全に徒歩通学できる学校」に限ります。
- ・徒歩通学とは「児童（新1年生）が徒歩30分以内で通学できること」とします。
- ・距離の目安は、自宅から学校までの直線距離で1.5km程度です。

参照 P.8「西淀川区 通学区域一覧」
P.9「西淀川区 隣接小学校一覧」

中学校 西淀川区内の市立中学校から選択できます。

参照 P.8「西淀川区 通学区域一覧」

※「小中一貫校」は、全市から選択できます。
(P.17「小中一貫校 児童生徒の全市募集について」参照)

学校選択する際の注意点

- ・**自転車通学は禁止**です。
- ・**通学区域外からの通学の安全については保護者が責任を持ってください。**
通学経路や通学時間等を必ずご確認のうえ、無理なく通学できる学校を選択してください。
- ・学校行事やPTA活動などに積極的に協力する意識をもって学校を選択してください。

希望校の選択方法

「学校選択制希望調査票」に必要事項を記入し、**提出期限内に必着**するよう区役所に提出してください。

期限までに提出がない場合や、希望校が未記入の場合は通学区域の学校を選択したものとみなします。

通学区域の学校を希望する場合

通学区域の学校には、必ず入学できます。調査票の学校選択制希望で「1 通学区域の学校へ就学を希望する」に○を記入してください。

第1希望校、第2希望校は空欄にしてください。 **参照** P.11「記入例」

通学区域外の学校を希望する場合

第2希望校まで選択することができます。 **参照** P.12「記入例」

同封している「学校選択制希望調査票」を、
全員 提出期限までに必ず提出してください。

提出期限 【郵 送】 令和8年10月30日(金) **必着**
【窓口持参】 令和8年10月30日(金) 17時30分まで

提出先 〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10
西淀川区役所 窓口サービス課(住民情報) 1階4番窓口

希望調査結果の通知・公表

全対象者へ「希望調査結果通知」を郵送します。

発送時期 令和8年11月10日(火)～11月11日(水)

希望状況を西淀川区ホームページで公表します。

公表日 令和8年11月13日(金)予定

学校選択希望校の変更受付

1回に限り希望校を変更できます。

期 間 令和8年11月13日(金)～11月19日(木) 9時00分から17時30分まで

申出方法 直接窓口にお越しください。(電話・郵便での変更は受付できません。)
持 ち 物 希望調査結果通知・本人確認書類(免許証等)
窓 口 西淀川区役所 窓口サービス課(住民情報)1階4番窓口

希望変更期間(11月13日(金)～11月19日(木))終了後は改めて学校を選択し直すことはできません。
本来の通学区域の学校への変更もできません。